

(13) 農村地域復興再生基盤
総合整備事業

農村地域復興再生基盤 総合整備事業	事業主体 県 市町村	所管課班 計 美	農村復興課	地域計画班
			農村整備課	ほ場整備班 防災対策班 水利施設保全班

目 的

東日本大震災により、原子力災害や地盤沈下等の被害を受けた被災地及びその周辺で、農地・農業用施設、集落道路等の整備を総合的に実施することにより、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進し、安全で安心して暮らせる地域の再生に資する。

採択要件

(1) 実施区域の要件

農地の流出や冠水等の被害が認められた市町村であって、以下のいずれかに該当する区域

- 1 津波による被害を受けた区域
- 2 上記1の区域に密接して一体的に復興・再生を図る必要がある区域
- 3 津波被災地周辺で地盤沈下、液状化による被害を受けた区域

※宮城県内で農地の流出や冠水等の被害が認められた市町（15市町）

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町

(2) 主な対象事業

- 1 復興再生基盤総合整備事業
- 2 農地整備事業
- 3 農地防災事業
- 4 農村地域復興再生基盤総合整備実施計画

(3) 事業実施期間

平成25年度から令和2年度まで（平成27年度新規採択まで）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	復興再生基盤総合整備事業	50	25	10	15	農業生産基盤整備
			25	25	—	集落基盤整備
	農地整備事業	50	27.5	10	12.5	
	農地防災事業（用排水施設整備）	50 55	29	21	—	400ha以上
			28	17		
	農村地域復興再生基盤総合整備実施計画	定額	—	—	—	